

使用開始日 2013.11.19

LM・アメリカ高配当株ファンド (毎月分配型) / (3ヵ月決算型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 海外 / 資産複合



	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
毎月分配型	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式・不動産投信・その他 資産)資産配分変更型))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし
3ヵ月決算型					年4回			
年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 本書により行う「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)」、「LM・アメリカ高配当株ファンド(3ヵ月決算型)」および「LM・アメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出しており、平成25年7月11日にその届出の効力が生じております。
※上記ファンドを、「毎月分配型」、「3ヵ月決算型」および「年2回決算型」ということがあります。また、総称して「当ファンド」ということがあります。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日 平成10年4月28日 資本金 10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆2,876億円
(平成25年9月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

URL <http://www.leggmason.co.jp>

TEL 03-5219-5940
(受付時間 営業日の午前9時~午後5時)



ファンドの目的

主に米国の金融商品取引所に上場している株式(優先株式を含みます。)、MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の長期的成長を目指します。

ファンドの特色

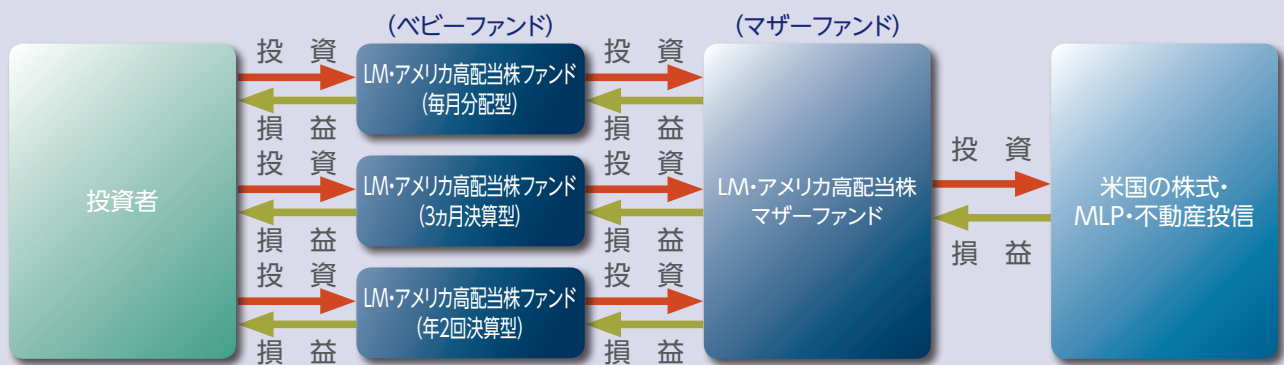
特色1 米国の金融商品取引所に上場している高配当株等に投資します

- 主に米国の金融商品取引所に上場している株式(優先株式を含みます。)、MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資します。

MLPとは

マスター・リミテッド・パートナーシップ(Master Limited Partnership)の略称。
 米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。
 MLPの多くは、エネルギー・天然資源に関連する事業を行っています。

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性、株価の水準等に着目してポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする各資産クラス間の比率に目標は設けません。ただしMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)への投資比率は50%以内とします。
- ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(「毎月分配型」、「3ヵ月決算型」または「年2回決算型」)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

特色2 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と米ドルとの為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

特色3

運用はレッグ・メイソン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います

- マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」(以下「投資顧問会社」)に委託します。

クリアブリッジ・インベストメンツ

米国ニューヨーク州に本社を置き、主として米国株式全般の運用を行う株式運用専門会社です。経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、REIT、転換社債を含む米国株式全般を投資対象として多様な投資戦略に基づく運用を行っています。機関投資家向け、個人投資家向けを合わせた運用資産総額は約733億米ドル(約7.2兆円)。

*2013年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2013年6月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=98.59円)によります。

特色4

決算期の異なる3つのファンドがあります

LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)

毎月の決算時に、安定した分配を行うことを目指します。



LM・アメリカ高配当株ファンド(3ヵ月決算型)

3ヵ月ごとの決算時に、基準価額(分配前)が当初元本(1万口当たり1万円)を上回った場合、上回った額を考慮して分配金額を決定します。



LM・アメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

年2回の決算時に、元本の成長を重視して分配金額を決定します。



(注)委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 効率的な運用に資するため、デリバティブ取引を行うことができます。

分配方針

LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)

毎決算時(毎月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・アメリカ高配当株ファンド(3ヵ月決算型)

毎決算時(毎年2月、5月、8月および11月の各20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・アメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

毎決算時(毎年2月20日および8月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

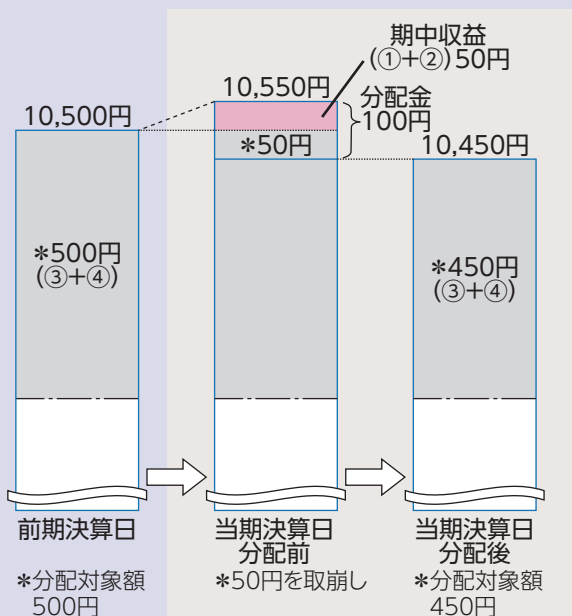
投資信託で分配金が支払われるイメージ



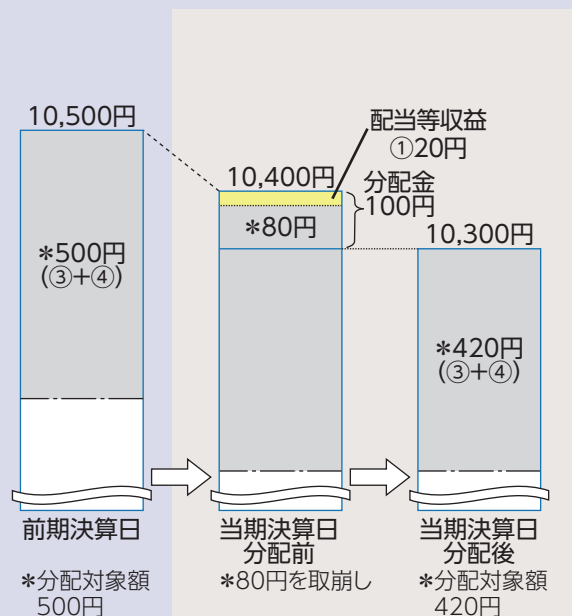
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

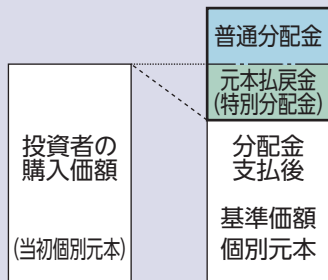


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

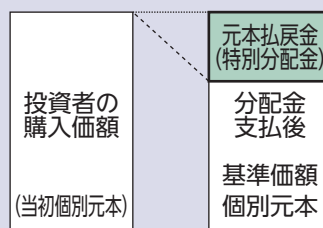
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



MLPの価格変動リスク(MLPの価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

当ファンドが実質的に投資しているMLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資しているMLPの価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



不動産投資信託の価格変動リスク(不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- MLPの配当金は、米国で法人として申告することを前提に、35%を上限として源泉徴収されます(なお、年に1度、税務申告を行います。これにより、源泉徴収された金額の一部が還付される場合があります。)。また、上記に加え、MLPにはその他の税が課される場合があります。これらの税金の支払いまたは還付により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
(注) 上記記載は、平成25年9月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。
- MLPに適用される法律または税制が変更された場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

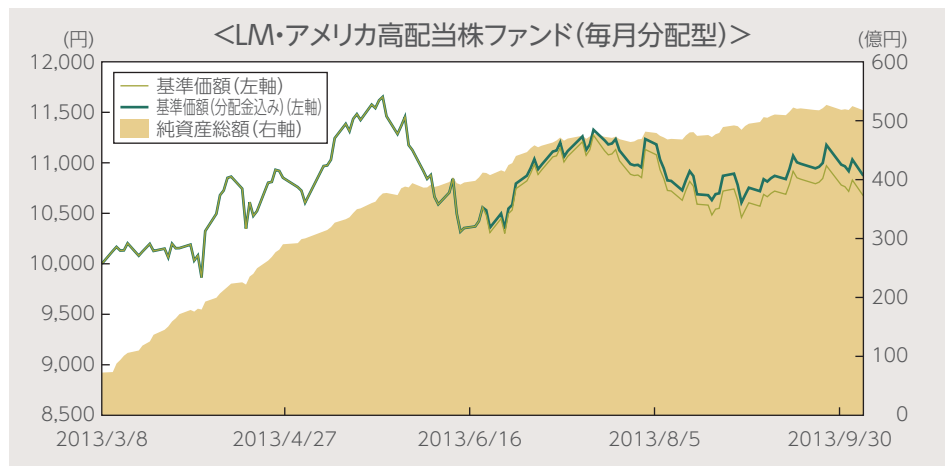
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。



基準日:2013年9月30日

基準価額・純資産の推移

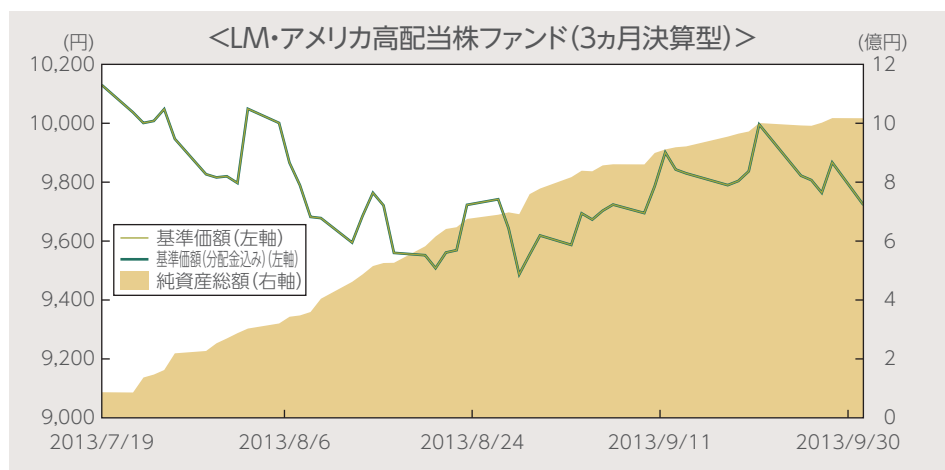


分配の推移／基準価額・純資産

LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)

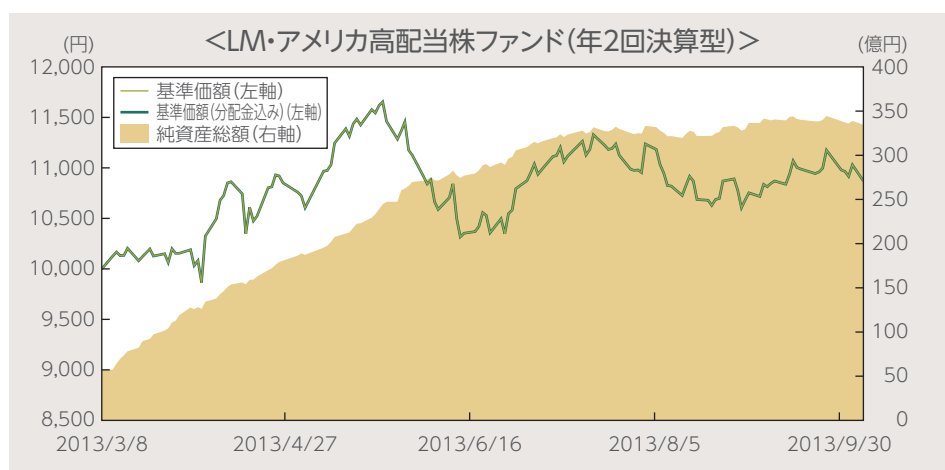
基準価額	純資産総額
10,672円	517億円
2013年 5月	
	—
2013年 6月	
	50円
2013年 7月	
	50円
2013年 8月	
	50円
2013年 9月	
	50円
直近1年間累計	200円
設定来累計	200円

※約款の規定にしたがい、第1期から第3期までは収益分配を行っておりません。



LM・アメリカ高配当株ファンド(3ヵ月決算型)

基準価額	純資産総額
9,723円	10億円
2013年 8月	
	0円
設定来累計	0円



LM・アメリカ高配当株ファンド(年2回決算型)

基準価額	純資産総額
10,870円	334億円
2013年 8月	
	0円
設定来累計	0円

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



主要な資産の状況(LM・アメリカ高配当株マザーファンド)

■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	53.47
出資金(MLP)	36.34
投資証券	8.76
現金・預金・その他の資産	1.43
合計	100.00

■ 組入上位10銘柄(組入銘柄数 82)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
UNITED TECHNOLOGIES CORP	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	4.28
ENERGY TRANSFER EQUITY LP	アメリカ	米ドル	MLP(出資金)	3.92
NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	米ドル	公益事業	3.63
TAL INTERNATIONAL GROUP INC	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	3.46
ARES CAPITAL CORP	アメリカ	米ドル	金融	3.43
OCH-ZIFF CAPITAL MANAGEMEN-A	アメリカ	米ドル	MLP(出資金)	3.29
LOCKHEED MARTIN CORP	アメリカ	米ドル	資本財・サービス	2.98
ENERGY TRANSFER PARTNERS LP	アメリカ	米ドル	MLP(出資金)	2.89
REGENCY ENERGY PARTNERS LP	アメリカ	米ドル	MLP(出資金)	2.72
AT&T INC	アメリカ	米ドル	電気通信サービス	2.55

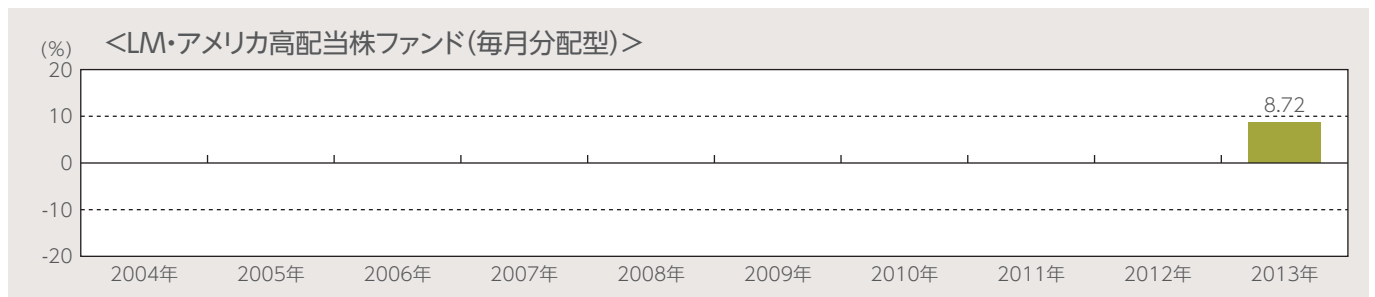
■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
資本財・サービス	11.79
金融	11.06
公益事業	10.59
情報技術	5.79
電気通信サービス	4.13
ヘルスケア	3.26
生活必需品	2.88
一般消費財・サービス	2.50
素材	0.83
エネルギー	0.64
MLP(出資金)	36.34
投資証券	8.76
合計	98.57

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.05%、「3カ月決算型」は100.18%、「年2回決算型」は100.21%組入れております。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2013年の年間収益率は、各ファンドの設定日(毎月分配型および年2回決算型は2013年3月8日、3カ月決算型は2013年7月19日)から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	<p><3ヵ月決算型> 継続申込期間:平成25年7月19日から平成26年11月10日まで</p> <p><毎月分配型/年2回決算型> 継続申込期間:平成25年7月11日から平成26年11月10日まで</p> <p>※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
購入・換金の申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受付けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングできる場合があります。なお、スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	平成35年2月20日まで ※信託期間は延長することがあります。 (毎月分配型/年2回決算型:平成25年3月8日設定) (3ヵ月決算型:平成25年7月19日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<p><毎月分配型>毎月20日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p><3ヵ月決算型>毎年2月、5月、8月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p><年2回決算型>毎年2月20日および8月20日(休業日の場合は翌営業日)</p>
収益分配	<p>毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。</p> <p>当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。</p> <p>※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</p>
信託金の限度額	各ファンド 1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	2月と8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降)配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>
そ の 他	販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。



ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.675%* (税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%になった場合は、 3.78% となります。						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し 年率1.827%*(税抜1.74%) *消費税率が8%になった場合は、 年率1.8792% となります。また、下記の配分についても相応分上がります。 ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。						
	《運用管理費用(信託報酬)の配分》 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8925%(税抜0.85%)</td> <td>0.8925%(税抜0.85%)</td> <td>0.042%(税抜0.04%)</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	0.8925%(税抜0.85%)	0.8925%(税抜0.85%)
委託会社	販売会社	受託会社					
0.8925%(税抜0.85%)	0.8925%(税抜0.85%)	0.042%(税抜0.04%)					
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査、印刷、受益権の管理事務、税務事務等の諸費用。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。						

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- ・ 上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 上記は平成25年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo



LEGG MASON
GLOBAL ASSET MANAGEMENT